オーストリア
意匠法

2023 年 5 月 20 日公布(BGBl 2023/51)

目次

第 I 章　総則
第 1 条　意匠保護の対象
第 2 条　新規性及び独自性
第 2a 条
第 2b 条　技術的機能によって限定される意匠及び構成部品の意匠
第 3 条
第 4 条
第 4a 条　意匠権についての制限
第 5 条
第 5a 条　権利の消尽
第 6 条　保護期間
第 7 条　意匠保護を受ける権利
第 8 条　意匠創作者としての名称表示
第 9 条　意匠の共同所有者間の関係
第 10 条　移転

第 II 章　出願手続及び意匠登録簿
第 11 条　出願
第 12 条
第 13 条
第 14 条
第 15 条
第 16 条　法律の遵守に関する審査
第 17 条　意匠の公告
第 18 条　登録
第 19 条　優先権
第 20 条
第 20a 条
第 21 条　意匠登録簿への記入
第 22 条

第 III 章　無効宣言及び権原不存在の宣言
第 23 条　無効宣言
第 25 条　権原不存在の宣言及び意匠の移転

第 IV 章　権限及び手続
第 26 条　通則
第 27 条　審査担当官
第 29 条　無効部及び特許商標最高審判所に対する手続
第 31 条　ファイルの閲覧
第 32 条　代理人
第 33 条　オーストリア意匠公報

第 V 章　意匠権侵害及び確認申請
第 34 条　意匠権侵害
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条　確認宣言の申請

第 VI 章　上訴審としてのウィーン上訴裁判所及び最高裁判所

A　特許庁の法律部の決定に関する上訴
第 40 条　上訴
第 41 条　手続
第 42 条　更なる上訴

B　特許庁無効部の決定に対する上訴
第 43 条　上訴
第 43a 条　上訴
第 43b 条　更なる上訴

C　通則
第 43c 条　法的支援
第 43d 条　送達，代理，手続参加，記録閲覧
第 43e 条　合議体の構成

第 VII 章　共同体意匠
第 44a 条
第 44b 条

第 VIII 章　最終規定及び経過規定
第 44c 条　経過規定
第 44d 条
第 45 条　最終規定

第 45a 条
第 46 条
第 46a 条
第 46b 条
第 47 条
第 48 条

第Ⅰ章　総則

第1条　意匠保護の対象

(1) 新規であり，独自性を有しており(第2条，第2a条)，かつ，第2b条の規定にも，公共の秩序又は善良の風俗にも反していない意匠については，本連邦法(以下「本法」と略記する)に基づく意匠保護を受けることができる。二重保護の禁止(第3条)に該当する意匠は保護しない。

(2) 本法に定義される意匠は，製品の全体又は一部の外観であって，特に，製品自体に係わる線，輪郭，色彩，形状，織り方及び／又は素材そのもの及び／又はその模様を意味する。

(3) (2)に定義される製品は，工業又は手工芸の何れかによる物品であり，特に複合製品に組み込まれる部品，包装，装飾，図示表象及び印刷字体を含むものとする。コンピュータ・プログラムは製品と認めない。

(4) (3)に定義される複合製品は，当該製品の分解及び再組立を可能にする交換可能な複数の構成要素からなる製品とする。

(5) 共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002，2002年1月5日，官報L3，第1頁に基づいて付与された意匠権については，意匠に関する共同体の規則に別段の定めがない限り，本法に基づく意匠権も付与するものとする。

第2条　新規性及び独自性

(1) 意匠は，その意匠に係わる登録出願日前又は優先権が主張されている場合は，優先日前に，それと同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は，新規であるとみなす。意匠は，その特徴が本質的でない細部のみにおいて異なっているときは，同一であるとみなす。

(2) 意匠は，それに通じている者に与える全体的印象が，その意匠登録の出願日前又は優先権が主張されている場合は，その意匠に係わる優先日前に，公衆の利用に供されていた他の意匠が与える全体的印象と異なるときは，独自性を有しているものとする。

(3) 独自性について判断するときは，該当する意匠の開発における創作者の創作自由度を考慮するものとする。

(4) 複合製品の構成部品である製品に使用されるか又は当該製品に組み込まれる意匠は，複合製品に組み込まれる構成部品をその正常使用時に見ることができ，かつ，構成部品の目に見える特徴自体が新規性及び独自性を有する場合に限り，新規性及び独自性を有するものとする。

(5) (4)に定義される正常使用は，最終使用者による使用であって，保守，点検及び修理を除いた使用を意味する。

第2a条

(1) 第2条に定義される意匠は，登録その他の方法によって公表され，展示され，市場において使用されていたか，又はそれ以外の方法で開示されていた場合は，公衆の利用に供されていたとみなす。ただし，前記の事象が，その意匠の登録出願日前又は優先権が主張されているときは，その意匠の優先日前に，欧州経済地域において活動するその分野の熟練者にとって，通常の業務過程において知り得なかったものである場合を除く。なお，第三者への開示が明示的又は黙示的な守秘義務条件の下で行われていたときは，その意匠は公衆の利用に

供されていたとはみなさない。
(2) 第 2 条の規定の適用上，意匠が出願日前又は優先権が主張されているときは，優先日前 12 月以内に公衆の利用に供され，それが次の事由によるものであったときは，それを開示とみなさない。
1. 創作者若しくはその承継人の行為又は創作者若しくはその承継人による情報若しくは行為の結果としての第三者による行為
2. 創作者又はその承継人に対する濫用行為の結果

第 2b 条　技術的機能によって限定される意匠及び構成部品の意匠
(1) 意匠権は，専ら技術的機能によって限定される製品外観の特徴については，成立しない。
(2) 意匠権は，製品外観の特徴であって，意匠が組入れられているか又は適用されている製品を，機械的に別の製品と結合又は別の製品の中，周辺若しくは対面に設置し，どちらの製品もその機能を発揮できるようにするため，必ず正確な形状及び寸法で複製しなければならないものについては成立しない。
(3) (2)の規定に拘らず，モジュールシステムにおいて互換可能な製品を組立又は結合する目的に資する意匠については，第 2 条の規定に基づく意匠権が成立するものとする。

第 3 条
意匠は，その出願日後又は優先権を主張しているときは，優先日後に公衆の利用に供された意匠であって，上記の日前から共同体登録意匠若しくは共同体意匠としての出願又は本法に基づく登録意匠又は当該権利についての出願によって保護されているものと抵触するときは，意匠保護を受けることができない。

第 4 条
(1) 意匠登録はその所有者に対し，その意匠を実施し，かつ，第三者が所有者の承諾を得ることなく実施することを禁止する排他的権利を保証する。前記の実施には，特に，当該意匠を利用し又は使用した製品に係わる生産，販売の申出，販売，輸入，輸出若しくは使用又は前記の目的での当該製品の保有を含める。
(2) 意匠権から生じる保護の範囲は，知識を有する使用者に別の意匠の全体的印象を想起させないような全ての意匠に及ぶものとする。
(3) 保護範囲を判断するときは，創作者がその意匠開発において有していた創作自由度を考慮するものとする。
(4) 登録意匠は，法規定の遵守を免除するものではない。

第 4a 条　意匠権についての制限
(1) 登録意匠による権利は，次のものに対してはその効力が及ばない。
1. 私的で，業としてではなく行われる行為
2. 実験のための行為
3. 引用目的又は教授目的での複製。ただし，当該行為が善良な取引慣行に合致しており，意匠の正常な使用を不当に妨害することなく，かつ，出所が示されることを条件とする。
(2) 登録意匠による権利は，特に，次のものについてはその効力が及ばない。

1. 他国で登録され，一時的にオーストリアに入ることを許可された船舶及び航空機の機器
2. 前記輸送機械を修理するために，交換部品及び付属部品をオーストリアに輸入すること
3. 前記輸送機械の修理の実施

第 5 条
(1) 意匠保護の効力は，その意匠のオーストリアにおける優先日前に，登録意匠による保護の範囲内にある意匠を善意で既に実施していたか又は必要な準備をしていた者(先使用者)には及ばないものとする。
(2) 先使用者は，その実施に係わる製品について，自己の事業の必要のために，自己又は他人の工場においてその実施を継続することができる。
(3) 当該権利は，その事業と共にする場合に限り，相続又は売却することができる。
(4) 先使用者は意匠の所有者に対し，当該権利についての承認書を与えるよう要求することができる。先使用者が請求したときは，承認された当該権利を登録簿に記入する。
(5) 承認が拒絶された場合において，請求があったときは，特許庁が決定を行い，必要なときは，当該権利を登録簿に記入するよう命じるものとする。

第 5a 条　権利の消尽
登録意匠から生じる権利は，意匠権による保護範囲内にある意匠が組入れられているか適用されている製品が，意匠所有者により又はその承認を得て欧州経済地域の市場に出されている場合は，その製品に係わる行為には及ばない。

第 6 条　保護期間
意匠保護は，意匠の登録日に始まるものとする。保護期間は，出願日から 5 年間とする。意匠所有者は，期限内に更新手数料を納付することにより，保護期間を 5 年単位で 4 回，合計 25 年まで延長することができる。更新手数料の納付に関しては，所有者の指示に従って，出願日を含む月に応当する月の末日を保護期間の終了とみなす。

第 7 条　意匠保護を受ける権利
(1) 意匠保護を受ける権利は，原則として意匠創作者又はその権原の承継人に属する。
(2) ただし，従業者の意匠が，当該従業者が雇用されている企業の業務範囲内にあり，その意匠をもたらした活動が当該従業者の職務に属している場合又はその意匠が雇用関係ではなく，委託に基づいて創作された場合は，別段の定めがない限り，意匠保護を受ける権利は使用者若しくは委託者又はその権原の承継人に属する。

第 8 条　意匠創作者としての名称表示
(1) 意匠創作者は，第 17 条の規定による公告に基づいて意匠登録簿及び特許庁が交付する優先権書類に，創作者としての名称表示を受ける権利を有する。
(2) 当該権利は，譲渡することも相続することもできない。当該権利の放棄は，法的効果を有さない。
(3) 創作者として名称表示を受けるための請求は，意匠創作者，出願人又は意匠所有者が行うことができる。複数の者が権利を有しており，かつ，権利者全員が連帯して請求をしない

場合は，他の権利者の同意を証明しなければならない。既に創作者として名称表示を受けている者に追加して，又は当該の者の代わりに，他の者が名称表示を受けるときは，それまで創作者として名称表示されていた者が同意していることを証明しなければならない。
(4) 出願人，意匠所有者又は創作者として既に名称の表示を受けている者が同意を拒んだ場合において，請求があったときは，特許庁は，創作者として名称表示を受ける権利について決定しなければならない。請求を認める確定決定が行われたときは，創作者は，(1)の規定に基づいて名称表示を受けるものとする。

第 9 条　意匠の共同所有者間の関係

意匠の共同所有者間の法律上の関係は，民法に準拠する。保護意匠を実施することを第三者に許諾する権利は，不確かな場合は，共同所有者が連帯してのみ行使するものとする。ただし，個々の共同所有者は，意匠権侵害者に対して訴訟を提起する権利を有する。

第 10 条　移転

(1) 意匠出願から生じる権利及び意匠権は，商品一覧中の全製品又は単一の製品について，全体として又は持分において移転することができる。
(2) 当該権利が国に帰属することはない(連邦一般法(ABGB)第 760 条)。

第 II 章　出願手続及び意匠登録簿

第 11 条　出願

意匠保護を求める出願は，特許庁に対し書面をもってしなければならない。出願日は，出願書類が特許庁で受領された日とする。

第 12 条

(1) 出願するときは，意匠をその表示又は見本を提出することによって開示しなければならない。意匠の見本を提出するときは,意匠の見本をできるだけ明瞭に再現した表示も,公告(第 17 条)及び登録(第 18 条(1)4.)用として提出しなければならないものとするが，その表示は開示としては考慮しないものとする。

(2) 意匠の解説をするために説明書を提出することができる。

(3) 意匠の使用予定対象である製品は，工業意匠の国際分類に関するロカルノ協定，BGBl(連邦法律公報)No.496/1990，のクラス及びサブクラスの分類に従って記載しなければならない(商品一覧)。

第 13 条

同一クラスに属する意匠は，複合出願の形に集約することができる。複合出願における意匠の数は 50 以下とする。なお，第 14 条の規定による方法は，複合出願に含まれている全ての意匠について共通して行う場合に限り使用することができる。

第 14 条

意匠の見本及び表示並びに説明書は，封入せず，又は封緘した封筒(秘密意匠)に入れて提出することができる。開封するための事由は次の通りとする。

1. 意匠出願人からの請求があったこと
2. 第三者から請求があったこと。ただし，当該第三者が，意匠所有者が当該の者に対して意匠権を行使していることを証明することを条件とする。
3. 意匠の優先日から 18 月が経過した時点での職権の行使

第 15 条

説明書及び商品一覧に係わる要件の明細，その提出部数，並びに意匠に関して提出する表示及び見本の数,性質及び寸法は,出願手続,意匠の印刷及び公告に係わる必要性を考慮して，特許庁長官命令によって定める。

第 16 条　法律の遵守に関する審査

(1) 特許庁は個々の出願について，封入せずに提出された意匠の場合は出願時に，また，封緘して提出された意匠の場合であって，出願時に行うことができないときは開封後に(第 14 条)，それが法律を遵守しているか否かを審査する。ただし，出願手続には，第 2 条及び第 3 条の要件が存在しているか否かの審査を含めないものとし，また，その手続においては，出願人が意匠保護を受ける権利(第 7 条)を有しているか否かを確認しないものとする。

(2) 審査の結果，意匠の登録に異論が生じた場合は，出願人に対し適切な期間を指定して，

意見書を提出するよう求めるものとする。指定期間内に意見書が提出された後又は指定期間が終了した後，登録を承認することができないことが確定したときは，その意匠出願は拒絶される。
(3) 意匠の登録について異論がないときは，その意匠の公告(第 17 条)及び登録(第 18 条)を命じるものとする。

第 17 条　意匠の公告
意匠は，その登録の日に，オーストリア意匠公報(第 33 条)に公告する。意匠公告の範囲及び内容は，特許庁長官が，公衆の情報に対する需要を考慮に入れ，命令をもって定める。

第 18 条　登録
(1) 登録するときは，特許庁が管理する意匠登録簿に次の事項を記入する。
1. 登録番号
2. 出願日及び該当する場合は主張されている優先日
3. 保護期間の開始日(第 6 条)
4. 意匠の表示
5. 該当する場合は，意匠に係わる見本又は説明書も提出されている旨の情報
6. 意匠の使用対象である製品(商品一覧)
7. 意匠所有者及び代理人が選任されている場合は代理人の名称及び住所(登記されている事務所)
8. 該当する場合は，創作者として名称表示されている者(第 8 条)
(2) 意匠所有者に対し，(1)による登録簿上の記入に関し，庁の確認書(意匠登録証)を交付する。
(3) 何人も意匠登録簿を閲覧することができる。請求を受けたときは，登録簿の認証抄本を交付する。

第 19 条　優先権
出願人は，正規に出願をした日をもって，優先権を取得するものとする。

第 20 条
(1) 政府間条約又は第 20a 条の規定によって認められる優先権は，明示して主張しなければならない。優先権主張に係わる出願日及び出願国を記載しなければならない(優先権主張)。更に，その出願の出願番号も届け出なければならない。
(2) 優先権主張は，出願をしてから 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。当該期間においては，主張した優先権を補正することができる。
(3) 意匠権の維持が優先権主張の正当性に依存している場合は，その優先権を証明しなければならない。特許庁に対する手続及び審判手続きにおいて当該証明をするために必要な書類(優先権書類)及びその提出時期は特許庁長官の命令をもって定める。
(4) 優先権の申立を期限内に行わず，優先権書類を期限内に提出せず，又は庁の求めを受けた後，優先権主張の基礎とする出願の出願番号をその期限内に届け出なかったときは，優先権はオーストリアにおける出願日によって決定する。

第 20a 条
優先権の承認に関する政府間条約の有効範囲に含まれていない出願当局に対して出願した先の意匠登録の出願日から 6 月の期間内においては，出願人は，オーストリアにおける後の意匠出願に関し，同一意匠についての先の意匠出願の優先権を認められる。ただし，これについては，連邦運輸-技術革新-技術省大臣が行う公告によって，前記の出願当局との間に，相応の相互主義が確認されていることを条件とする。当該優先権の要件及び効果は，工業所有権の保護に関するパリ条約，BGBl No.399/1973，第 4 条の規定によるものに対応するものとする。

第 21 条　意匠登録簿への記入
意匠登録簿には，第 18 条(1)に定めた事項に加え，意匠保護の終了，意匠権に関する無効宣言，移転，意匠権に関する質権その他の対物的権利，ライセンス，先使用者の権利，権利の回復，確認申請についての決定，紛争に関する記入及び第 36 条の規定に従って通知される判決に関する言及を記入する。

第 22 条
(1) 意匠権に関する対物的権利及び移転(第 10 条)が行われた場合の意匠権それ自体は，意匠登録簿への記入によって取得される。
(2) 記入請求書には，記入の基礎となる書類の謄本を添付しなければならない。書類が公的なものでない場合は，その書類には，権利者の署名が付されていなければならない。意匠権の移転の場合，当該書面に代えて，当事者又はその代理人による意匠権の移転に関する相互宣言書を提出することができる。
(3) 請求書，書類，宣言書は，形式と内容に関して特許庁による審査の対象となる。合理的な疑義が生じた場合，特許庁は原本，認証された謄本又はその他の書類を要求することができる。
(4) 意匠権に関する法的紛争は，請求があったときは，意匠登録簿に記入する(紛争に関する記入)。
(5) 前記の他に，オーストリア 1970 年特許法，BGBl No.259，第 43 条(2)から(5)まで(登録簿への記入)，第 44 条(債務)及び第 45 条(2)(紛争に関する記入)の規定を準用する。
(6) 前記(2)，(3)及びオーストリア 1970 年特許法第 43 条(5)の規定を，意匠出願から生じる権利の移転に準用する。

第 III 章　無効宣言及び権原不存在の宣言

第 23 条　無効宣言

(1) 次に該当する場合は，意匠権の無効を宣言する。

1. 意匠が，第 1 条(2)に定義した意匠でないこと，又は
2. 意匠が，第 1 条(1)第 1 文の規定による保護要件を満たしていないこと，又は
3. 意匠が，二重保護禁止の規定(第 3 条)に該当していること，又は
4. 意匠権の所有者が，意匠保護を求める請求権(第 7 条)を有していないこと

(2) (1)3. の規定による無効理由は，抵触する権利の所有者に限り主張することができる。

(3) (1)4. の規定による無効理由は，意匠に関する請求権を有する者のみが主張することができる。

(4) (1)の規定による無効理由が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは，商品一覧を相応に減縮するものとする。

(5) (1)2. の規定による無効理由が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは，意匠の同一性が保持されることを条件として，意匠について一部無効の宣言をすることができる。意匠権についての一部無効の宣言及び維持は，意匠所有者が補正した書類を提出することを条件とすることができ，任意の減縮(権利の一部放棄)を含めることができる。

(6) 無効についての確定宣言は，意匠出願日までの遡及効果を有する。(1)3. の規定に該当する意匠権が無効宣言を受けたときは，オーストリア 1970 年特許法第 48 条(3)第 2 文の規定を準用する。

(7) 意匠権は，その満了後又は放棄後においても，無効を宣言することができる。

第 25 条　権原不存在の宣言及び意匠の移転

(1) 意匠権を主張する者は何人も，第 23 条(1)の規定に基づく無効宣言の代わりに，意匠権をその所有者から剥奪し，当該の者に移転させるよう請求することができる。意匠権所有者は，決定が確定するまでは，前記の者の同意を得た場合に限り，意匠権を放棄することができる。

(2) 権原不存在の理由((1))が商品一覧の一部のみに係わるものであるときは，意匠権は一部のみを終了又は移転させるものとする。

(3) 善意の意匠所有者に対する請求権は，意匠登録簿への記入の日から 3 年が経過したとき，時効が成立するものとする。オーストリア 1970 年特許法第 49 条(4)，(6)及び(7)の規定を準用する。

第 IV 章　権限及び手続

第 26 条　通則

(1) 本法に別段の定めがあるときを除き，特許庁は，意匠保護に関する事項について決定その他の行為をする責務を有する。特許庁内部においては，当該責務は，無効部の責務に属するものを除き，これらの事項を委任されている法務部に属する構成員であって，業務分掌に従って管轄する者に属する。

(2) オーストリア 1970 年特許法第 52 条から第 56 条まで，第 57 条(2)，第 57b 条から第 58 条，第 60 条，第 61 条，第 64 条，第 66 条から第 69 条まで，第 76 条，第 79 条，第 82 条から第 86 条まで並びに第 126 条から第 137 条までの規定を準用する。

第 27 条　審査担当官

(1) 特許庁長官の命令により，特許庁職員以外の職員に，意匠出願及び登録意匠に関する特定の性質の問題を処理する権限を与えることができる。ただし，処理の簡略化という点でこれが適切であり，権限を与えられた職員の訓練によって処理が適切に実行されることが保証される場合に限る。彼らは，業務の割り当てを行う担当職員の指示に拘束される。当該職員は，いつでも当該業務を自ら処理し又は引き継ぐ権利を留保する。

(2) オーストリア 1970 年特許法第 76 条の規定を権限を与えられた当該職員に対して準用する。

(3) (1)の権限を与えられた当該職員による決定に対しては，法務部の管轄する構成員による決定に対するときと同様に審判請求することができる。

第 29 条　無効部及び特許商標最高審判所に対する手続

(1) 先使用者権の承認(第 5 条(5))，創作者としての名称表示(第 8 条(4))，無効宣言(第 23 条)，権原不存在の宣言及び移転(第 25 条)及び確認申請(第 39 条)については，無効部が法務職構成員を通じて決定する。

(2) 無効部は，(1)に掲げた申請及び主張を，オーストリア 1970 年特許法第 112 条(2)から第 114a 条まで，第 115 条(2)から(4)まで，第 116 条(2)から(5)まで，第 117 条から第 120 条まで及び第 122 条から第 125 条までの規定を準用して審理する。口頭審理は，管轄する構成員が必要と認めたとき又は当事者の 1 からの請求があったときに限り，行うものとする。

(3) 意匠所有者が，意匠についての全面的無効宣言を求める申請に対する答弁書を，オーストリア 1970 年特許法第 115 条(2)に関連する前記(2)の規定に基づいて当該所有者に指定された期間内に提出しなかったときは，無効部はその意匠の無効を宣言する。

第 31 条　ファイルの閲覧

(1) 手続の当事者は，その手続に係わるファイルを閲覧する権利を有する。

(2) 何人も，公告された意匠に係わるファイルを閲覧することができる。

(3) 第三者は，出願人の同意を得た場合に限り，未登録意匠に係わるファイルを閲覧することができる。当該同意は，出願人が意匠出願による権利を行使している相手方の場合は，必要としない。

(4) ファイル閲覧の権利は，ファイルの写しを作成する権利を含むものとする。請求があっ

たときは，特許庁はその写しを承認する。
(5) 何人も次の事項に関して，情報及び特許庁の確認を得ることができる。出願日，出願人及び該当する場合はその代理人，出願が秘密意匠として行われているか否か，出願番号，主張されている優先権，優先権主張の基礎とされている出願の番号，意匠の使用対象である製品(商品一覧)，創作者氏名，該当する場合は，出願が係属中であるか否か，出願に基づく権利が移転しているか否か及びその移転先。
(6) 相談記録及びファイルのうち内部業務のみに係わるものは，閲覧に供さない。営業秘密，貿易秘密その他考慮すべき事由がある場合，公衆への情報提供の必要がない書類の一部について，請求により閲覧の対象から除外することができる。
(7) 個人データが意匠登録簿又は特許庁の公的にアクセス可能な電子情報サービスで処理される場合，
1. 個人データの処理に関する自然人の保護及びそのデータの自由な移動に関する規則(規則(EU) 2016/679 及びに指令(EC) 95/46(一般データ保護規則:GDPR)の廃止に関する 2016 年 5 月 4 日付 OJ No.L119，p.1，2016 年 11 月 22 日付 OJ No.L314，p.72 で修正された，第 15 条(1)c 項)に従った情報への権利はない。
2. GDPR 第 19 条第 2 文に従った通知義務はない，
3. GDPR 第 18 条に従った処理の制限権及び GDPR 第 21 条に従った異議申し立て権はない。この場合，データ主体は適切な方法でこれについて通知されなければならない。
GDPR 第 15 条(3) に従ってこれらのデータのコピーを受け取る権利は，データ主体が意匠登録簿又は特許庁の公的にアクセス可能な電子情報サービスを閲覧できるという事実によって満たされる。

第 32 条　代理人
(1) 意匠に関する事項について，特許庁に対して代理人として行動する者は，オーストリアに住所を有していなければならない。ただし，弁護士，特許弁護士及び公証人に対しては，その職業に関する法律及び規則を適用する。代理人は委任状の正本又は認証謄本を提出することにより，その授権を証明しなければならない。複数の者が授権されている場合，各人が単独で代理人として行動することができる。
(2) 弁護士，特許弁護士又は公証人が代理人として行動する場合は，書証を提出することなく，自己の授権に言及することができる。
(3) 代理人が，委任状なしに又は(2)の場合において，代理人に対して行われた授権に言及することなしに手続をした場合は，代理人が行った手続上の行為は，所定の適正な期間内に，代理人が正規の委任状を提出し又は代理人に与えられた授権に言及した場合に限り有効とする。
(4) オーストリアに住所も営業所も有していない者は，(1)の要件を満たす代理人を有する場合に限り，本法に基づく権利を特許庁に対して主張することができる。その者は，弁護士，弁理士又は公証人によって代理されている場合に限り，特許庁の無効部門に対してこれらの権利を主張することができる。ただし，住所又は営業所が EEA 又はスイス連邦にある場合，オーストリアに居住する公認代理人の選任により，本法に基づく権利を行使することができる。オーストリアに主たる居住地を有するという要件は，公認代理人の居住地の締約国との国際条約又はその他の方法によってサービスが保証されている場合，EEA 締約国の国民には

適用されない。特許庁のサービス及び情報サービスを利用するために代理人を選任する必要はない。
(5) 特許庁で代理するために弁護士，弁理士又は公証人に付与される委任状は，その弁護士，弁理士又は公証人に，特許庁に対し本法から生じるすべての権利を行使する権限を法律で付与し，その弁護士，弁理士又は公証人が法的に権限を付与されている範囲で，上訴裁判所で，特に意匠出願し，出願を取下げ，登録意匠を放棄し，無効部門が扱う申請及び審判を提出及び取下げ，さらに和解を協定し，全ての種類の書類送達を受理し，特許庁の手数料並びに相手方が支払う手続及び代理に係わる費用を受領し並びに復代理人を選任することができる。
(6) (5)の規定に基づく委任は，特定の権利又は特定の手続に限定することができる。ただし，その委任は本人の死亡により又は法的能力の変更の結果としては消滅しないものとする。
(7) 弁護士，特許弁護士又は公証人でない代理人が，登録意匠の全部又は一部を放棄する権限も付与される場合は，当該代理人はその旨を明示して授権されていなければならない。

第 33 条　オーストリア意匠公報

特許庁は，意匠についての定期的公報を発行し，それには特に，第 17 条の規定による公告，意匠保護の満了，部分的権利放棄，意匠所有者である企業及び個人の名称の変更に関する公告並びにオーストリア 1970 年特許法第 128 条及び第 133 条(3)を準用する本法第 26 条(2)の規定に従って行う公告を掲載する。

第Ⅴ章　意匠権侵害及び確認申請

第 34 条　意匠権侵害

自己の意匠権を侵害された者は何人も，差止，除去，判決の公告，適切な補償，損害賠償，利益の引渡，計算書及び流通に関する情報の提出を求める申請をすることができる。意匠権侵害の虞があると考える理由を有する者も，差止を求める申請をすることができる。オーストリア 1970 年特許法第 147 条から第 154 条までの規定を準用する。

第 35 条

(1) 意匠権を侵害した者は，裁判所により日割罰金額の 360 倍以下の罰金刑が科せられる。業として前記の行為をした者は，2 年以下の拘禁刑に処せられる。
(2) 企業の所有者又は経営者であって，その従業者又は代理が企業の業務遂行の過程において意匠権を侵害するのを防止しなかった者に対しても，前項と同じ罰金刑が科せられる。
(3) (2)の規定による企業所有者が会社，協同組合，協会又は自然人でない他の法的主体であるときは，(2)の規定は，そのような不作為を犯した機関に適用する。
(4) (1)の処罰規定は，侵害行為が使用者又は委任者の指示によって行われており，従業者又は代理人が経済的に依存しているため，行為の実行を拒否することを期待するのが合理的でないときは，当該の従業者又は代理人には適用しない。
(5) 訴追は，被侵害者の請求があった場合に限り行う。
(6) 刑事手続については，オーストリア 1970 年特許法第 148 条，第 149 条及び第 160 条の規定を準用する。

第 36 条

第 1 審裁判所は，意匠権の効力又は有効性について下した判決の全てについて，判決が確定したものであることを確認する写しを，該当意匠のファイルに添付させるために，特許庁に送付するものとする。当該判決については，意匠登録簿(第 21 条)に記入する。

第 37 条

製品について，それが意匠保護を受けているとの印象を与える表示をした者は，請求を受けたときは，何人に対してもその表示の根拠とする意匠権に関する情報を提供しなければならない。

第 38 条

(1) 本法に基づく訴訟及び差止命令については，ウィーン商事裁判所が専属管轄権を有するものとする。
(2) 本法に基づく刑事事件に関する裁判権は，ウィーン地方商事事件裁判所に属する。

第 39 条　確認宣言の申請

(1) 業として製品を製造，流通，市場で販売，販売の申出若しくは使用又は当該行為を実行しようとする者は，特許庁に対し，意匠所有者又は排他的ライセンシーを相手として，その製品は，全体においても，一部においても，当該意匠権によって保護されていない旨を確認

する宣言を求める申請をすることができる。
(2) 保護を受けている意匠の所有者又は排他的ライセンシーは，特許庁に対し，業として製品を製造，流通，市場で販売，販売の申出若しくは使用又は当該行為を実行しようとする者を相手として，その製品の全体又は一部が当該意匠権によって保護されている旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。
(3) (1)及び(2)の規定に基づく申請は，申請の相手方が，当該確認申請が提出される前に提起された，同一の意匠権及び同一の製品に関する当事者間の侵害訴訟が裁判所に今なお係属していること又は最終的に終結していることを証明したときは，却下される。
(4) 申請は，1 の意匠権のみを対象とすることができる。申請書には，製品の表示 4 部を添付しなければならない。また 1 部を最終決定書に添付する。
(5) 申請の相手方の行為が申請をする原因になっておらず，かつ，相手方が指定された答弁期間内にその主張を認めさせたときは，手続費用は，申請人の負担とする。

第 VI 章　上訴審としてのウィーン上訴裁判所及び最高裁判所

A　特許庁の法律部の決定に関する上訴

第 40 条　上訴

(1) 法律部によって下された決定は，上訴をウィーン上訴裁判所にすることによって争うことができる。
(2) 報告官の指示であって，法律部の決定を準備するためのものについては，法的手段は認められない。

第 41 条　手続

上訴手続は，非訟手続法(RGBI No. 111/2003)第 44 条及び第 49 条を除く非訟手続法，の規定を準用して管轄される。ただし，次の各号に従うことを条件とする。
1. 非訟手続法における第 1 審裁判所への言及は，法律部への言及と解釈する。
2. 上訴書及び抗弁書の提出期限は，2 月とし，当該期限は延長することができない。
3. 新たな事実又は証拠は，第 1 審において適時に提出された事実又は証拠に裏付けする又は反駁する場合に限り提出することができる。
4. 適時に提出された上訴に欠陥があることが証明された場合は，担当構成員は上訴人に対して当該欠陥を補充するための期限を定める。遅れて提出された又は定められた期限内に補充されない上訴は，担当構成員によって却下される。授権された職員の決定に対する上訴は，担当構成員によって却下される。
5. 非訟手続法第 50 条による決定は，上訴の対象とされた決定を下した担当構成員によってなされる。当該決定が授権された職員によってなされたものは，担当構成員が決定する。
6. 非訟手続法第 51 条(1)は，事案は，該当する場合，説明報告書付きで言及すべき旨のただし書きに従うことを条件として適用される。
7. 手続の各当事者は，自己が発生させた費用を負う。
8. 上訴裁判所による上訴の決定は，上訴裁判所によって出されなければならない。

第 42 条　更なる上訴

(1) 上訴手続において，上訴裁判所によって出された決定に対する更なる上訴は，非訟手続法第 62 条に従って認められる。
(2) 更なる上訴手続には，次の各号の具体的な条件に従うことを条件として非訟手続法の規定を準用する。
1. 更なる追加の上訴書及び抗弁書の提出期限は，2 月とする。当該期限は延長することができない。
2. 法律上の論点手続及び認容性要件に関する更なる上訴は，上訴裁判所に提出しなければならない。非訟手続法第 67 条に従う却下は，上訴裁判所によってなされなければならない。非訟手続法第 68 条(4)(No.2)の場合を除き，更なる上訴手続における抗弁書も上訴裁判所に提出しなければならない。
3. 手続の各当事者は，自己が発生させた費用を負わなければならない。

B　特許庁無効部の決定に対する上訴

第 43 条　上訴

(1) 特許庁無効部による最終決定は，ウィーン上訴裁判所に上訴することができる。

(2) 上訴手続は，民事訴訟法第 461 条(2)を除き，民事訴訟法の規定を準用して管轄される。ただし，次の各号の具体的な条件に従う。

1. 民事訴訟法における第 1 審裁判所への言及は，無効部への言及と解釈する。

2. 上訴及び抗弁書の提出期限は，2 月とする。当該期限は延長することができない。

3. 適時に提出された上訴に欠陥があることが証明された場合は，担当構成員は上訴人に対して当該欠陥を補充するための期限を定めなければならない。欠陥が期限内に補正された場合は，上訴は適時に提出されたものとみなされる。

4. 上訴の決定に対する上訴は，上訴裁判所に行う。

第 43a 条　上訴

(1) 報告官の準備命令に対する上訴は認められない。(2)に従うことを条件として，予備手続又は聴聞中に無効部によって採択された決定に対して別個の上訴は認められない。当該決定は，最終決定に対して効果を有した場合に限り上訴によってのみ争うことができる。

(2) 手続を中断する決定，上訴を却下する決定，第 130 条(2)に従っての決定に対して，及び手数料受給権法に基づく主張についての決定に対して，上訴をウィーン上訴裁判所に提出することができる。上訴裁判所の決定は，民事訴訟法第 519 条に従って最高裁判所に上訴することができる。

(3) 上訴手続は，次の各号の具体的な条件に従うことを条件として民事訴訟法の規定を準用して管轄される。

1. 民事訴訟法における第 1 審裁判所への言及は，無効部への言及と解釈する。

2. (2)第 1 文に従っての上訴は，無効部に提出し，(2)第 2 文に従っての上訴は，上訴裁判所に提出する。

3. 適時に提出された(2)第 1 文に従っての上訴に欠陥があることが証明された場合，無効部の法律職報告官又は議長は一人で決定することを授権されている場合は，上訴人に欠陥を補充する期間を認めることができる。欠陥が期限内に補充された場合は，上訴は適時に提出されたものとみなされる。

4. 上訴の決定は，上訴裁判所によって下さなければならない。

第 43b 条　更なる上訴

(1) 上訴裁判所の判決は，民事訴訟法第 502 条に従って法律点に関して上訴することができ，再審裁判所の決定は，民事訴訟法第 528 条に従って更なる上訴をすることができる。

(2) 上訴手続は，次の各号の具体的な条件に従うことを条件として民事訴訟法の規定を準用して管轄される。

1. 上訴及び抗弁書の提出期限は，2 月とする。当該期限は延長することができない。

2. 上訴は，上訴裁判所にする。第 1 審裁判所への付託に関する言及を除き，第 1 審裁判所への言及は，上訴裁判所への言及と解釈する。民事訴訟法第 507a 条(3)3. 第 2 文の場合を除き，上訴手続における抗弁書も上訴裁判所に提出しなければならない。

(3) 民事訴訟法の規定が，更なる上訴手続にも準用される。ただし，上訴が上訴裁判所に提出されなければならない旨のただし書きに従うことを条件とする。

C　通則

第 43c 条　法的支援

本章に従っての上訴手続についての法的支援は，特許庁に請求しなければならない。法的支援の請求に対する決定は，命令によって議長の 1 を通じ無効部によって下されなければならない。非訟手続法第 7 条(2)，民事訴訟法第 63 条，第 64 条，第 66 条から第 73 条まで，及び RGBI No.96/1868 の弁護士職業倫理法が，裁判所への言及は無効部への言及であるものと解釈する旨のただし書きに従うことを条件として適用される。弁護士の任命の代わりに，特許庁はウィーン上訴裁判所での上訴手続について特許弁護士の任命も許可することができる。決定に対して抗告を 2 週間以内にすることができる。

第 43d 条　送達，代理，手続参加，記録閲覧

(1) 本章に従っての上訴手続において，特許庁による文書の送達は特許法の第 26 条(2)，第 85 条及び第 86 条に従ってなされる。

(2) ウィーン上訴裁判所での手続において，特許弁護士及び公証人も当事者を代理することを許可される。委任状への言及は書証を代替する。

(3) 多者間の手続において，上訴の対象とされた権利の取得者は相手方の承諾なくとも手続に参加することができる。

(4) 第 31 条が，本章に従って記録を閲覧する権利に準用される。

第 43e 条　合議体の構成

(1) 特許法第 146 条(1)及(4)は，ウィーン高等裁判所の元老院の構成に準用する。

第 VII 章　共同体意匠

第 44a 条

共同体意匠の出願書類は，規則(EC)No.6/2002 第 35 条(1)(b)の規定に従い，特許庁に提出することができる。特許庁は当該書類に受領日を付し，当該書類を審査することなく，前記規則第 35 条(2)に規定されている 2 週間の期間内に，アリカンテにある欧州連合知的財産庁に送付するものとする。

第 44b 条

(1) 規則(EC)No.6/2002 第 80 条(1)によって定義されている第 1 審の共同体意匠裁判所は，ウィーン商事裁判所である。共同体意匠裁判所が管轄する訴訟における法律問題については，差止命令もまた，ウィーン商事裁判所の専属管轄に属する。

(2) 共同体意匠に関する刑事事件は，ウィーン刑事地方裁判所の管轄に属する。

第 VIII 章　最終規定及び経過規定

第 44c 条　経過規定

(1) 出願日が改正法，BGBl No.81/2003，の施行前である意匠出願及び登録意匠については，前記改正法施行前に効力を有していた条文での第 1 条，第 2 条，第 3 条，第 12 条(1)，第 24 条，第 25 条，第 29 条及び第 44 条(3)を引き続き適用する。前記改正法の条文での第 2a 条及び第 23 条は前記の意匠出願及び登録意匠には適用しない。
(2) 改正法，BGBl No.821/2003，の施行前に開始された無効宣言についての庁の手続に関しては，前記改正法施行前に効力を有していた条文での第 23 条を引き続き適用する。
(3) 改正法，BGBl No.81/2003，の施行前に，前記改正法施行前に効力を有していた条文での第 4 条及び第 5 条を基にして，停止することができなかった行為に関しては，前記改正法第 4 条及び第 5 条に基づいて意匠から生じる権利は，前記改正法施行日より前にその行為を開始した者による当該行為の継続を停止する効力を有さない。

第 44d 条

(1) 連邦法，BGBl No.149/2004，の施行前に有効な 1970 年オーストリア特許法第 150 条(3)は，連邦法施行前に提起された訴訟に準用する。
(2) 連邦法，BGBl No.149/2004，の施行前に有効な第 40 条は，連邦法施行前の出願に適用する。
(3)連邦法，BGBl No.149/2004，の施行前に行われた申請に関しては，同法施行前に効力を有していた条文での第 42 条(1)，(2)及び(3)第 1 文の規定を引き続き適用する。 1970 年オーストリア特許法第 132 条(1)及び(3)を，前記連邦法施行前に提出された原状回復申請に引き続き適用する。
(4) 連邦法，BGBl No.149/2004，の施行前に有効な第 41 条は，施行前に保護期間が満了する意匠に適用する。この規定は，保護期間が前記連邦法の施行後に終了するが，その更新手数料が前記連邦法の施行前に適時に納付されている意匠にも適用する。
(5) 1970 年特許法第 176b 条及び行政管轄移行法第 4 条(BGBl No.33/2013)を準用する。

第 45 条　最終規定

本法において引用している連邦法の規定は，現在有効な条文での規定を適用する。

第 45a 条

本法において選択されている形態での人に係わる全ての名称は，女性及び男性に同等に適用する。

第 46 条

(1) 本法は 1991 年 1 月 1 日から施行する。
(2) 本法の個々の改正法に基づく命令は，改正法施行に関する公示の翌日にも発出することができる。ただし，その命令は，改正法を施行する前には，施行しない。
(3) 本法の発効により，次のものは失効する。
1. 1970 年意匠法，BGBl No.261

2. 意匠の寄託についての一定の要件に関する 1959 年 11 月 11 日の連邦通商再建大臣命令，BGBl No.255
3. 意匠寄託事務所の設立及び優先権の証明に関する 1969 年 11 月 11 日の連邦商工大臣命令(意匠命令)，BGBl No.387
(4) (3)の規定に基づいて廃止される命令を，1991 年 1 月 1 日前に寄託された意匠に引き続き適用する。
(5) 改正法，BGBl No.143/2001，の中の第 40 条(1)，第 41 条(1)，第 42 条(1)及び第 43 条(1)は，2002 年 1 月 1 日から施行する。
(6) 改正法，BGBl No.81/2003，の中の第 1 条，第 2 条の見出し，第 2 条及び第 2a 条，第 2b 条の見出し，第 2b 条，第 3 条，第 4 条，第 4a 条の見出し，第 4a 条，第 5 条(1)，第 5a 条の見出し，第 5a 条，第 6 条，第 11 条の見出し，第 11 条，第 12 条，第 16 条(1)，第 17 条，第 20 条(1)及び(2)，第 20a 条，第 21 条，第 23 条の見出し，第 23 条，第 25 条の見出し，第 25 条(1)，第 26 条(2)，第 29 条，第 31 条(2)及び(3)，第 32 条(1)，(4)，(5)及び(7)，第 41 条(2)，第 VII 章，第 VIII 章の見出し，第 46a 条，第 48 条は，前記改正法についての公示の翌日の初めから施行する。同時に，第 12 条の見出し，第 24 条，並びに，見出しを含め，第 44 条(3)は失効する。
(7) 意匠出願事務所の設立に関する連邦商業大臣命令(意匠出願事務所命令 - MAStV)，BGBl No.715/1990，は，改正法，BGBl No.81/2003 の施行によって失効する。ただし，前記改正法施行前に出願された意匠については，前記命令を引き続き適用する。
(8) 第 20 条(2)，第 25 条(3)，第 26 条(2)，第 27 条見出し，第 27 条，第 28 条(1)から(7)，第 30 条(2)，(4)及び(5)，第 32 条(2)，第 34 条，第 35 条，第 VIII 章の見出し，第 44c 条の見出し，第 44c 条，第 44d 条，第 45 条見出し，連邦法，BGB1 No.149/2004 の第 45a 条及び第 47 条第 3 項は，連邦法の公布後 7 月の初日から施行する。
同時に，前に有効であった第 28 条(5)，第 VI 章及び第 47 条第 3 項は失効する。
(9) 連邦法，BGB1 NO.151/2005，によって改正された第 35 条(3)は 2006 年 1 月 1 日から施行する。連邦法，BGB1 NO.131/2005，によって改正された第 46a 条及び第 20 条(3)は 2006 年 1 月 1 日から施行する。
(10) 2014 年特許商標法改正法 BGB1 No.126/2013 の第 26 条，第 27 条(2)，第 29 条の見出し，第 29 条(2)，第 32 条(1)，(4)及び(5)，第 VI 章の見出し，第 40 条から第 43e 条の見出しを含む，第 44d 条(5)及び第 47 条(2)は，2014 年 1 月 1 日に発効する。同時に，見出しを含む第 28 条及び第 30 条の以前に適用されていた条文は無効となる。
(11) 連邦法版 BGB1 No.124/2017 の第 20 条(3)及び第 22 条は，前述の連邦法の公布の翌日に発効する。
(12) 第 2 次重要データ保護適応法 BGB1 No.37/2018 の改訂版における第 31 条の見出し及び第 31 条(7)は，2018 年 5 月 25 日に発効する。
(13) BGB1 No.51/2023 の改訂版における第 27 条(1)，第 31 条(6)，第 32 条(4)及び第 44a 条は，官報に掲載された翌日に発効する。

第 46a 条

BGB1 No.131/2005 の第 20(3)条は，2006 年 1 月 1 日に発効する。

第 46b 条
BGB1 No.71/2016 の第 26(2)条は，前述の連邦法の公布の 10 月後に発効する。

第 47 条
次の者が，本法の施行についての責任を有する。
1. オーストリア 1970 年特許法第 49 条(4)に関連する本法第 25 条(2)並びにオーストリア 1970 年特許法第 148 条から第 154 条まで及び第 160 条に関連する本法第 34 条から第 38 条までに関して，連邦司法大臣
2. オーストリア 1970 年特許法第 126 条及び第 40 条から第 43e 条まで及び第 26 条(2)に関して，連邦運輸-技術革新-技術省大臣及び連邦司法大臣
3. 本法の上記以外の規定に関して，連邦運輸-技術革新-技術省大臣

第 48 条
意匠及びひな形の法的保護に関する，1998 年 10 月 13 日の欧州協議会及び理事会のガイドライン 98/71/EC，1988 年 10 月 28 日の AB1. No. L 289，ページ 28 は，本法によって置換する。